

# 令和6年度 市之倉保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則第4条に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 5. 職員の職種・員数・職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園の業務の統括
副園長	1名	園長の補佐と保育士の統括
保育主任	1名	保育士の指導
保育士	21名	保育の提供、その計画の立案、実施、記録と家庭連絡等の業務
調理員	3名	給食業務
園務員	1名	保育補助と園内外環境整備
嘱託医	3名	園児の健康管理等

## 1. 事業者

多治見市

## 2. 施設

名称	多治見市市之倉保育園
所在地	岐阜県多治見市市之倉町8丁目20番地
管理者氏名	園長 長谷川 昌子
連絡先	電話 0572 (23) 7327 FAX 0572 (23) 7327

## 3. 施設の目的及び運営方針

保育園の目的
市之倉保育園(以下「本園」という。)を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。
保育園の運営方針
1 本園は、良質かつ適切な内容と水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
2 園児の意思と人格を尊重して、常に園児の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めます。
3 本園は、園児の家庭と地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、岐阜県、多治見市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 4. 保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年告示)と保育課程に沿って、園児の発達に必要な特定教育・保育を提供します。
---

## 6. 特定教育・保育を提供する日及び時間帯

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時から午後7時まで
特定教育・保育提供時間	保育標準時間認定 午前7時から午後6時まで
	保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	保育標準時間認定 午後6時から午後7時まで
	保育短時間認定 午前7時から午前8時30分まで 午後4時30分から午後7時まで
休園日	1 日曜日 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 3 年末年始(12月29日から1月3日まで)

## 7. 保育料等について

保育料	園児の保護者は、保護者の市町村民税の課税状況により、園児が居住する市町村が定める額を多治見市に支払います。 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により3~5歳児と市民税非課税世帯の0~2歳児は、0円。
延長保育料	園児の保護者は、保護者の市区町村民税の課税状況により、園児が居住する市区町村が定める額を多治見市に支払います。

給食費	3歳以上児の保護者は、園児1人につき主食代として月額 500 円、副食代として月額 4500 円合計 5000 円を本園に支払います。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の園児と全ての世帯の第 3 子以降の園児については、副食代の費用が免除されます。 ※第 3 子のカウント方法は、保育所・幼稚園に通っている人数です。
実費負担	園児の保護者は、園児が個人で使用する用品、又は個人で購入する物品の実費を本園に支払います。

#### 8. 利用定員

0歳児	0人
1、2歳児	24人
3～5歳児	106人

#### 9. 入園、退園について

入園	本園は、多治見市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、特定教育・保育の実施について多治見市から保育の依頼を受けたときは、これに応じます。
退園	園児が次のいずれかに該当する場合は、特定教育・保育の提供を終了します。 1 園児に係る支給認定の効力が失われたとき 2 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき 3 多治見市が園児の利用継続について不可能であると認めるとき 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

#### 10. 提供する給食について

平日	昼食 多治見市の管理栄養士が献立等を管理し、本園の調理員が調理して提供します。
	おやつ 3歳未満児については、午前と午後の2回おやつを提供します。 3歳以上児については、午後に1回おやつを提供します。

土曜日	通常の昼食の提供は無く、おやつを1回提供します。 1日保育を必要とする場合はお弁当を用意してください。
アレルギー等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談してできる限り対応します。

#### 11. 緊急時、非常災害時における対応方法

緊急時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本園の職員は、保育中に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。</li> <li>2 保育中に事故が発生した場合は、多治見市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。</li> <li>4 本園は、園児に対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</li> </ol>
非常災害時	本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施します。

#### 12. 虐待の防止のための措置

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。</li> <li>2 本園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、多治見市、児童相談所等、適切な機関に通告します。</li> </ol>
--

### 13. 保育内容における苦情対応

- 1 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者と第三者委員を設置し、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。
- 3 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。

苦情等受付担当者	副園長 坂倉 美恵
苦情等解決責任者	園長 長谷川 昌子
受付方法	面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けます。
第三者委員	星野 有加里(主任児童委員) 080-4228-5812 鈴木 かな代(主任児童委員) 22-9290 090-9907-5683

### 14. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	のむら・笠原クリニック
医師名	野村 翔子
所在地	多治見市笠原町字権現2200-162
電話番号	0572(45)1020

#### (2) 眼科

医療機関の名称	倉知眼科
医師名	倉知 豪
所在地	多治見市平和町7丁目77番地
電話番号	0572(22)5515

#### (3) 歯科

医療機関の名称	大前歯科クリニック
医師名	大前 雄亮
所在地	多治見市錦町4-8
電話番号	0572(22)1475

### 15. 健康管理

本園は、常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は2回／年、眼科と歯科は各1回／年実施し、その結果を記録します。

### 16. 加入している保険に関する事項

本園は、以下の保険に加入しています。

#### (1) 災害共済(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	負傷、疾病… ＜福祉医療を利用した場合＞ 医療費の1／10 と入院時食事療養費の標準負担月額 ＜福祉医療を利用しなかった場合＞ 医療費の4／10 と入院時食事療養費の標準負担月額 障害…障害見舞金 41～3,770 万円 死亡…死亡見舞金 1,400 又は 2,800 万円

#### (2) 学校賠償責任保険(全国市長会)

保険の対象	園施設の瑕疵、園施設の管理業務遂行上の過失、園業務遂行上の過失、又は園の提供する飲食物の不備による事故
保険の内容	後遺障害…後遺障害保険金 4～100 万円 死亡…死亡保険金 100 万円 財物賠償の支払限度額 身体賠償…1名につき 1 億円 1 事故につき 10 億円 財物賠償…1 事故につき 2,000 万円

### 17. 個人情報の取扱いに関する事項

本園では多治見市個人情報保護条例に基づき、本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、市区町村が決定した基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

### 18. 保育所児童保育要録について

保育要録は、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、子どもの育ちを支えるための資料として、就学時に保育園から小学校へ送付することが、保育所保育指針において定められています。

### 19. その他

この重要事項説明書の内容は、令和6年4月1日現在のものです。  
在園する園児数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。